

なり。初めて此寺號のあつたのは、西晋晩年頃からではあるまいかと思ふ。

## 三國史記の稱元法並に高麗以前

### 稱元法の研究(上)

小田省吾

#### 緒言

#### 一

史を按ずるに、一國の君主死すれば若干時日を隔てて太子即位して新に君主となる。而して其の死去及び嗣立の事實が同一年内に在るを最も普通の場合とす。故に大抵或る君主即位の初年は前王の末年と同一年にして、又其の君主の末年は次王の初年と同一年となる。斯る連続せる事實に對し、年を以て各君主の在位年間を區分せんとするに當りては、何れより始計して何れに終るべきかの問題は必然生ずべく、之が爲めには多少器械的に各王

の期間を限定するより外なかるべし。今假りに其の方法を考ふるに、下の三法を得べし。

一、即位の初年を以て元年とし、此の年より始計し薨年までを在位年數とす(今假に薨年稱元と稱す。三國史記年表を以て此の法の代表とすべし)。

二、即位の初年を以て元年とし、此の年より始計して薨年の前年までを在位年數とす(三國遺事年表を以て此の法の代表とすべし)。

三、即位の翌年を以て元年とし、此の年より始計して薨年までを在位年數とす(所謂踰年稱元にして高麗史年表を以て此の法の代表とすべし)。

右の中第一法に依れば常に前王の終年と新王の元年と重複するの不便を免かれざれども、他の二法に依れば此の不便を避くることを得べし。而して第一法の如く、前王薨去と次王の嗣立とを同一年内に置きて計算する場合に於ては、該年中何れまでを前王の分とし、何れよりを新王の分となすべきかの問題を生ずべきは必然にして、之が限界を定むるには左の二の中何れかに依らざるべからず。

一、兩者の限界を日によりて定め、前王薨去の月内に於て新王元を稱す(今假に薨月稱元と稱す)。

二、兩者の限界を月によりて定め、前王薨去の翌月よりを新王元年とす(所謂踰月稱元なり)。

此の如く年より月、月より日と、益々詳密に涉りて前王と新王との限界を劃定するに當りては、勢君王歿後、何れの日に於て儲嗣の登祚を認むべきものなりやの問題に逢着すべし。然

れども之につきては今此處に詳論するを避け、本論中關係の場所に於て一言することあるべし。

右は稱元法の種々の場合を抽象的に假定したるものなるが、縱令諸王の稱元は同一なりと雖も、其の在位年數は計算法の如何に依り相違することを知らざるべからず。例せば第一法に依りたる場合と第二法とに依りたる場合とを比較するに、各王の元年は同一なるも、在位年數は常に、一年の差を生ずべきが如し。故に稱元法を論ずる時は同時に在位年數計算法をも併せ考ふるの必要あり。否後者は常に前者に附帶するものとして取扱ふに至當なりと信ず。されば本篇に於ては、三國史記の稱元法につき研究するを以て主眼となせども、勢自ら其の在位年數計算法にも論及すべし。而して此等の研究をなすが爲めには高麗時代並に其以前の稱元法を確むるの要あるを以て、題して「三國史記の稱元法並に高麗以前の稱元法の研究」とせり。

## 二

次に支那にては、踰年改元は春秋の法則にして、漢の班固は之につきて、踰年稱公者、緣民心不可一日無君也、故踰年即位、所以繫臣民之心。白虎通 禮論爵と謂ひ、晋の杜預は春秋に註して、嗣子位定於初喪、而改元必須踰年者、繼父之業成父之志、不忍有變於中年也。と曰ひ、早くより踰年稱元を以て正法となしたり。されば此の主義は日本及び朝鮮の編史上至大の影響を及

ぼし、彼の三國史記撰者たる金富軾も確かに之を認めたるに拘らず、三國史記は斷然踰年稱元の法に依らず、先君の終年と次君の元年とを同一となすの主義を採用し、該書年表に於ては或一二の特例を除くの外、悉く此の主義によりて各王の年次を逐へり。是れ果して何に依るか。惟ふに史記撰者が舊記の記載を重んじ、成るべく記載の事實を其の儘に傳へむとしたるによるものたるや明なりと雖も、高麗時代に在りては尙踰年稱元一般に行はれず、寧ろ堯年稱元を普通としたるに依るものと認めざるを得ず。そは本文に於て詳説すべし。然るに高麗時代の末葉に至り、朱子學始めて朝鮮に入り、李朝時代に於て益々斯學の尊重せらるゝや、彼の通鑑綱目の如きは上下を通じて最も善く行はれたるを以て、其の編史上の主義が一般の軌範となりしは言を要せず。されば帝王の稱元に關しても、綱目の事關大義、若未踰年改元者、依例正之。同書成化御序なる方針は麗末並に李朝の學者により嚴正に實行せられたるを見る。率先して此の法を我が朝鮮史に應用したるは彼の有名なる權近(麗末鮮初の學者)にして踰年法に依る朝鮮三國史を著はし、名けて東國史略といひ、金富軾が三國史記を撰するに當り、堯年稱元に依りたるを非難して、取法於馬史、大義或乖於麟經(楊村集進三國史略箋に見春秋の指す)と評したり。又李朝中期の學者たる申欽は其の象村集に於て、以即位明年爲元年者、出於春秋而綱目因之答白沙文斷言せるを見る。由て李朝文宗の景泰二年鄭麟趾等の纂修に成りし高麗史が、全然踰年稱元の法に據りたるは怪むに足らず。然れどもさすがに金富軾等の三國史記は始めて朝鮮人の手に成りし三國時代歴史の「オーソリチー」なりしを以て、

成宗の朝、徐居正等の教を奉じて撰したる東國通鑑に於ては、踰年稱元は春秋の法にして正は即ち正なりと雖も、朝鮮三國の古史上下通じて一千載、其の間の編年紀事、先王の薨年を以て次王の元を稱する例となすにより、今若し之を革むれば其の紀年頗る牴牾を來し、爲めに實を失するの恐なしとせずとの理由の下に、三國時代に限り悉く三國史記の主義を襲蹈せり（東國通鑑卷一、新羅）。其の後正祖朝の學者安鼎福の私著東史綱目に於ても其の凡例中に稱元於先王之崩年、朱子謂於君臣父子之倫所害尤大、三國之君皆於薨年稱元、金氏反謂之得禮、權氏史略改舊史踰年稱元、庶幾得春秋之義、然非實事、故今從通鑑、直書以著其失。」と謂ひ、三國時代各王の稱元法につきては、東國通鑑と其の軌を一にせり。是の如く踰年稱元全盛の時代に於ても尙、三國時代の諸王に關しては前王の薨年と嗣王の元年とを同一年となすの法に依るを以て舊史の體を得、又其の實を傳ふるものと見倣さる。而して金富軾等の三國史記は實に今日に現存する之が最古の先例たり。故に朝鮮の歴史を研究するには先づ同書の稱元法を詳にし、其の據る所を知悉せざるべからず。特に朝鮮歴代の年表を製作するに於て最も肝要とす。余近時聊か之につき調査せし結果、從來學者の發表したる所と稍意見を異にするに至り、又疑義に屬する點を發見せり。是れ茲に首題の下に本篇を草して調査の結果を報告し、以て大方諸賢の高教を仰がんと欲する所以なり。

## 三

倍本論に入る前に當り、三國史記に記載せる各王稱元が、本緒言の最初に掲げたる堯年稱元、踰年稱元、並に堯年稱元中の踰月稱元及び堯月稱元に照し、如何になされあるかを概括表示すること、最も讀者に便利なりと信ず。尤も茲には單に形の上より概括するに過ぎず。何となれば、例へば下記の表に踰年稱元として彙類しあるものも、眞に踰年稱元法の主義に依りたるものなりや否は本論に於て之を詳論せざれば明なるを得ず。茲には假りに踰年稱元の形を存するものを一括するに過ぎざるが如きものあるを以てなり。

抑々三國史記に載する三國諸王の數は、新羅五十六王、高句麗二十八王、百濟三十一王にして、通計一百十五王とす。此の内各國の始祖合して三王は稱元に關係なきを以て之を省くときは、實際百十二王となる。由て今此の百十二王の稱元につき、史記に記載する所に依り表的に彙類すれば左の如し。

三國諸王稱元分類表(始祖三王を除き  
合計百十二王)

一、堯年稱元 一〇、九王

内 譯

1 踰月稱元 二、四王

第一種 踰月稱元なること明にして且つ元年を紀せるもの

一二王〔羅〕逸聖、阿達羅、實聖、真興、真平、善德、武烈、神文、孝昭、神德、景明、景哀、  
第二種 踰月稱元なること明なるも、元年を紀せざるもの

2 薨月稱元(形の上)より一〇王

第一種 明かに前王の薨月に次王元年と紀せるもの

三王〔羅〕真德、文武敬順、

第二種 斷じて前王の薨月に元を稱すと見做すべきもの

七王〔羅〕基臨、僖康、〔麗〕次大、故國川、〔濟〕毗有、武寧、惠王

3 踰月稱元なるか薨月稱元なるか未詳なれども、年表に依り薨年稱元なることを知るもの

七五王

甲、史記本文に元年を明記せるもの

第一種 月を紀して元を稱するも、前王薨月より下ること三ヶ月以上なるもの

六王〔羅〕南解、沾解、聖德、景德、景文、〔濟〕威德、

第二種 月を紀して元を稱するも、前王薨月を缺くもの

二王〔麗〕慕本、烽上、

第三種 月を紀せずして元を稱し、前王薨月は記するもの

五王〔羅〕助賁、炤知、眞智、惠恭、〔麗〕長壽、

乙、史記本文に元年を明記せざるもの

第四種 新王の紀事を月を掲げて前王薨年内に記し且つ前王薨月も記するもの

八王〔羅〕興德、神武、〔麗〕山上、廣開土、陽原、〔濟〕枕流、聖王、義慈

第五種 同上にして前王薨月を缺くもの

一王〔濟〕法王

第六種 前王薨年月を記し新王の紀事を月を掲げずして同年内に記するもの

六王〔羅〕宣德、憲安、憲康、眞聖、孝恭、〔濟〕責稽

丙、全く元年の紀事を缺き、二年以降の紀事のみあるもの

四四王〔羅〕儒理、脫解、婆娑、祇摩、伐休、奈解、儒禮、訖解、奈勿、訥祇、慈悲、智證、法興、〔麗〕

瑠璃、太武神、太祖、新大、東川、西川、故國、原、小獸林、故國、壤、安藏、安原、平原、嬰陽、榮留、寶藏、〔濟〕多婁、已婁、蓋婁、肖古、仇首、古爾、比流、近肖古、近仇首、辰斯、阿

莘、腆支、蓋鹵、三斤、東城、武王

丁、在位間全く紀事なきもの

三王〔濟〕沙伴、契王、久爾辛、（元なること明なれば前に入る）

二、年稱元（形の上）三王

〔羅〕味鄒、昭聖、〔麗〕文咨



右分類表に依れば、大多數堯年稱元なること明なるも、尙少數の躰年稱元あり。又堯年稱元中にも、躰月稱元に對し、堯月稱元とも稱すべきもの若干之あり。しからば三國史記の稱元法は斯の如く錯綜せるものなりや、否。又此處に掲げたる數種の稱元法は金富軾の悉く併せ用ひたる所なりや、否。以下本論に於て之を論究すべし。

## 第一章 三國史記稱元法の第一原則

### 第一節 三國史記の採用せる稱元法並に在

#### 位年數計算法

##### 1、堯年稱元法

三國史記の紀事並に同書年表を按ずるに、新羅、高句麗、百濟を通じて始祖三王を除きたる一百十二王の中、一百九王の元年は悉く皆前王の終年と同一年にして、只

(1) 新羅第十三代味鄒尼師今の元年<sup>壬午</sup>は沾解尼師今堯年<sup>己辛</sup>の翌年とす。

(2) 同第三十九代昭聖王の元年<sup>卯巳</sup>は元聖王堯年<sup>寅戊</sup>の翌年とす。

(3) 高句麗第二十一代文咨明王の元年<sup>申壬</sup>は長壽王堯年<sup>未辛</sup>の翌年とす。

を異例となすのみ、此の異例を生じたる理由は後章に説くべし。即ち同書の採用せし稱元法は緒言に述べたる三法中の第一法に依るものなることを歸納的に知るを得べし。而し

て前王の終年は普通に其の薨年なるを以て、余は假に此の法に命名して薨年稱元法と呼び  
(春秋に崩平改元の語あり、安鼎福之を以て三國史記稱元法の第一原則となさんと欲す。)

右は三國史記各王稱元に關する記事を悉く調査して歸納的に得たる結果なるが、然らば  
 同書中之に關する記事之なきやと云ふに、已に何人も知れる如く、同書新羅第二王南解次次  
 雄即位の條に於て左の文を發見すべし。

論曰。人君即位。踰年稱元。其法詳春秋。此先王不刊之典也。伊訓曰。成湯既沒太  
 甲元年。正義曰。成湯既沒。其歲即太甲元年。然孟子曰。湯崩太丁未立。外丙二年。  
 仲壬四年。則疑若尙書之脫簡。而正義之誤說也。或曰。古者人君即位。或踰月稱元  
 元年。或踰年而稱元年。踰月而稱元年者。成湯既沒太甲元年是也。孟子云太丁未立  
 者。謂太丁未立而死也。外丙二年仲壬四年者。皆謂太丁之子太甲二兄或生二年或生  
 四年而死。太甲所以得繼湯耳。史記便謂此仲壬外丙爲二君誤也。由前則以先君終  
 年即位稱元非是。由後則可謂得商人之禮者矣。

と。是れ即ち同書の採用せし稱元法に關し、撰者自ら宣明する所のものにして、余輩が歸納  
 的に得たる所と正さに相合致するを見る。然れども稍々解し難き節あるを以て讀者の爲  
 め茲に若干説明を施し、更に其の趣旨を闡明すべし。

按ずるに、殷の始祖成湯夏桀を亡ぼして天子の位を踐み、海内を平定したりしが、元年十一  
 月を以て崩じ、孫太甲繼いで立つ。尙書伊訓に之を記るして、成湯既沒太甲元年とせり。漢

の孔安國古文尙書を傳するや、曰く「太甲は太丁の子にして湯の孫なり、太丁未だ立たずして卒す、湯没するに及びて太甲立つて元年と稱す」と。唐の孔穎達の尙書正義には更に之を敷衍して、成湯既に没す、其の歳は即ち太甲の元年なり」といひ、又「太子未だ立たずして卒し、太甲孫を以て祖に繼ぐ、故に湯没して而して太甲代はり立つ、即ち其の年を以て稱して元年となすなり」。周法は踰年を以て即位するも、此は即ち其の年を以て元年と稱するを知らずといひ、尙書に太甲元年とあるは即ち崩年稱元なるの意を明にせり。然るに尙書に次で最古の資料と稱すべき孟子の中に、「湯崩太丁未立、外丙二年、仲壬四年、太甲顛覆湯之典刑、伊尹放之於桐。」萬章篇上の句あり。之に依れば、孟子は湯と太甲との間に外丙、仲壬二王の存在を認むるが如く、太甲は直ちに湯に繼ぎ立たざりしに似たり、果して孟子の説眞ならば之れ尙書の脱簡にして正義も亦之を誤説せるものとせざるべからず。されば司馬遷の史記は此の説を採り、般本紀に於て「湯崩、太子太丁未立而卒、於是廼立太丁之弟外丙、是爲帝外丙、帝外丙、即位二年崩、立外丙之弟中壬。是爲帝中壬。帝中壬即位四年崩。伊尹廼立太丁之子太甲。」と記せり。然りと雖ども孟子の文頗る曖昧にして、「外丙二年仲壬四年」は必しも其の在位年間を示さず、二人共に太甲に先ちて没し、外丙は二年、仲壬は四年にして天死したれば、太甲湯に繼ぎて立てることをいへるものと解せられざるにあらず。正義も亦尙書に「惟元祀記は年なり十有二月乙丑、伊尹祠于先王」とあり、又「惟三祀十有二月朔、伊尹以冕服奉鬯王歸于亳」とありて、何れも十二月なるは、前者は湯十一月に崩じて太甲踰月即位し奠殯して告ぐるを意味し、後者は恰も十

一月を以て三年の喪期を終へたれば、翌十二月に喪服を除き、吉服を着するをいへるなれば、太甲の湯に繼ぎて踰月即位せしこと確かなりと主張して、史記の文の妄なるを斷じ、劉歆、班固不幸にして古文尙書を見ず、謬つて史記に従ふと説けり。是れ即ち金富軾が踰年稱元の正法たるを認めながらも、尙ほ先君終年に次君の即位稱元するを以て商人の禮を得たりとなす所以なり。

なほ考ふるに三國史記の成りし頃は専ら尙書正義の行はれたる時代にして、そは富軾の論贊中にも其の文の引用せられたるにて明らかなりとす。正義の所説が如何に當時の學者に信用せられたるかは想像するに難からず。正義に顧彪(隋の儒者)の説を引きて、殷家猶質踰月即改元年、以明世異不待正月以爲首。」といひ、又周制、君薨之年屬前君、明年始爲新君之元年、此般法、君薨之年而新君即位、即以其年爲新君之元年。」といへるは、何れも殷時代の習俗を示すものにして即ち明かに余の所謂薨年稱元なり。且つ太甲の例によりても知らるゝ如く、新君は前君薨去と同一年内に元を稱し、而して前君薨月に對しては踰月稱元なり。されば金富軾が當時高麗一般の習俗たる薨年稱元を以て、春秋の法に違ふと雖ども商人の禮を得たりと信じ、却て之を採用して自國の歴史を編纂し、次章に説くが如く更に第二の原則として踰月稱元の法を併用したるもの、眞に故なきにあらざるなり。惟ふに此等は又漢史の記事により夙に朝鮮の國祖として信ぜられたる、殷人箕子以來の遺法と見做されたるものにあらざるか。

尙進んで彼れ金富軾等が何故前記の如き疏論を本文中に加へたるかを考ふるに、同文中には「人君即位、踰年稱元、其法詳於春秋、此先王不刊之典也。」とありて、三國史記撰者は踰年稱元法の正たるを認むるのみならず、當時支那唐宋の史籍皆此の法に依らざるはなし。且つ此の時は恰も高麗が宋の正朔を奉じたる時代なれば、自國の歴史を撰修するに當りても踰年稱元に依るこそ理の當然なるべけれども、當時高麗の習俗一般に踰年の法に依らずして薨年稱元法を用ひ、又其の時現存の舊記も同法により書かれたれば、寧ろ薨年稱元に依るの便なるを認め、偕こそ一方には踰年稱元を正法と認むる意志を表明し、又一方には薨年稱元の周法に違ふと雖も、般法に適ふ所以を明にして、支那三代の古制に則るの意を示し、決して撰者の獨斷專行に出でたる杜撰のものにあらざるを辨明せるものなるべし。其の薨年稱元法が高麗時代一般に行はれたることは、之を次節に詳説せん。

## 2、在位年數計算法

偕金富軾等撰三國史記が薨年稱元法を採りたりとすれば、之に伴ふ各王在位年數の計算法は如何にせしかと謂ふに、史記本文には即位の歳を元年とし、次で二年三年と順次編年の記事を掲げて以て薨年に及び、史記年表も亦前王の終年と次王の即位元年とを同年干支の下に掲げて順次年を逐ふに過ぎず。故に本書中には何王在位何年と汎稱すること極めて稀にして、各王の在位年數を如何に數へしやを知ること稍々困難なるも、僅かに見出せし

左の四例に依りて粗之を推知するを得べし。

1、高句麗平原王三十二年條に曰く、

王在位三十二年冬十月薨。號曰平原王。

2、同寶藏王即位條に曰く、

建武王即榮留王在位第二十五年蓋蘇文弑之。立藏繼位。

3、百濟近仇首王即位條に曰く、

近肖古在位三十年薨。即位。

4、同武寧王即位條に曰く、

牟大即東城王在位二十三年薨。即位。

之に依りて觀れば、三國史記の編者は或王の在位年數を算するに當り、其の王即位の初年普通の場合に於て前王の薨年より數へて末年まで全部を含め計上したること明かにして、隨つて各王の末年は嗣王の元年ともなりて常に二重に算入せらる。換言すれば金富軾等撰三國史記の在位年數計算法は其の稱元法と併せ考へ、曩に緒言に於て述べたる三法中の第一法に則るものと謂ふを得べし。之を彼の李朝以後一般學者の採用せる踰年稱元の法則として、

一、以即位明年爲元年者。出於春秋而綱目因之。

二、歷代帝王之崩薨書在位幾年者。皆從元年而始計。非併與其即位之年而計之也明矣。

と謂へるに比し大に異なるを知るべし。

### 第二節 三國史記は高麗時代一般の稱元法を襲用す

余は緒言並に前章に於て、三國史記の撰者が當時高麗に於て一般に行はれたる所に依り、薨年稱元の法を採用したることを説けり。由て進んで高麗時代に於て同稱元法が實際一般に行はれたる事實を證明せざるべからず。余は之に對し當時の史籍並に金石文につき研究すべし。

A、史 藉

余は先づ立證の第一資料として三國遺事<sup>二</sup>に略載せる駕洛國記を擧ぐべし。抑も駕洛國記は始祖首陵王より最後の仇衝王に至るまでの事を略記せるものにして、始祖に關する事の外、他は皆即位の歲、崩年、治世年數等を擧ぐるに過ぎず。今同國記に據りて簡單に之を表示すれば左の如し。

始祖首陵王	壬寅即位 巳卯殞落	後漢建武十八年 建安四年	(42AD-109AD)	治何年と記さず
第二居登王	巳卯即位	魏嘉平五年	(199-253)	治五十五年
第三麻品王	癸酉即位 辛亥崩	嘉平五年 元康元年	(253-291)	治三十九年
第四居叱彌王	丙午崩	東晉永和二年	(347-356)	治五十六年

三國史記の稱元法並に高麗以前稱元法の研究

第五伊尸品王	丙午即位	永和二年	(345—427)	治六十二年
	丁未崩	義熙三年		
第六坐知王	辛酉崩	宋永初二年	(407—421)	治十五年
第七吹希王	辛酉即位	元嘉廿八年	(431—451)	治三十一年
第八鉦知王	壬申崩	齊永明十年	(492—493)	治四十二年
第九鉞知王	壬申即位	北魏正光二年	(492—521)	治三十年
第十仇衝王	辛丑崩	正光二年	(521—522)	治四十二年
	壬午即位	周保定二年		

(註) 駕洛國記には建安を立安に作る。又駕洛國記には各王の崩したる年の外、月日をも悉く掲記し、即位の月日は之を記せざるもあり。斯る月日は素より一々信すべきにあらざと雖も、茲には其の稱元に關する取扱につきての參考となすに過ぎず。

右表に依り一目瞭然たるが如く、駕洛國各王の即位は何れも劃一に前王殂落と同一年とせられ、又各王の下に計上せられたる治世年數も、即位の初年より殂落の歳までを含むものなり。されば此の方法は三國史記年表の三國諸王に對する稱元法並に在位年數計算法と全く同一にして、異なる所なし。駕洛國記は遺事の注記に依るに高麗第十一王文宗の朝、遼の太康年間(西紀一千七十年代)、金官知州事文人の撰する所にして、金富軾撰三國史記の成りたる高麗第十七王仁宗朝(西紀一千四十年代)に先つこと僅に七八十年前なれば、斯る稱元法並に治世年數計算法は既に三國史記以前に於て先例ありしものにして、金富軾等も亦必ず之を參考とせしならむ。又駕洛國記中に、恰も當時のことを記して、自建安四年己卯始造、逮



今上御圖三十一載太康二年丙辰、凡八百七十八年。」と謂へる語あり。今上は即ち高麗文宗を指せるものにして、太康二年丙辰は高麗史年表に依れば、同王の三十年に當る。然るに駕洛國記に之を三十一載と謂へるは如何にといふに、高麗史は李朝に入りて編纂せられ、李朝の學者は皆踰年稱元を以て正法としたれば、高麗史は即ち此の法に依りて書かれ、隨つて麗史年表には文宗即位の翌年を以て元年とし之より始計したるに、文宗の當時に在りては然せずして、各王即位の歳を以て元年とし之より始計するを一般の法となしし故、駕洛國記と麗史年表との間に一年の差を生ぜしなるべし。此の外三國史記よりも約百四五十年後、忠烈王の朝、僧一然によりて編せられたる三國遺事の年表も、亦同様の稱元法を用ひたるを見れば、このこと第六章に詳説す、當時高麗に在りては、余の所謂薨年稱元法が一般に行はれたるものと信じて不可なかるべく、三國史記亦之に據りたるに外ならざるべし。

尙此處に一言すべきは、金富軾等撰三國史記以前に成りたる舊三國史編者不明なり。當時同書の稀に存在せしことは、金富軾と同時代に生存せし李奎報の東明王篇序に、越癸丑四月得舊三國史の語あるによりて證明し得べきことは、曾て淺見倫太郎氏の述べられたる所にして、朝鮮古書刊行會本三國史記(解題並に附錄東明王篇參照)同氏は金富軾等の三國史記に對して、余輩の常に疑ふ所は舊三國史の存するに依り、多少の刪削補綴を加へ以て之を撰述したるに在らんと謂はれたり。余も亦淺見氏の所見の當らずと雖も遠からざるを信ずるものにして、現に兩者を比較し得たる李奎報が、富軾始めて國史を撰すと謂はずして、「金公富軾重撰國史」と謂ひたるも故なき

にあらざるべし。されば金富軾が直接参考としたりと覺しき彼の舊三國史も、亦恐らく前に述べたると同様の稱元法を以て記されたものなりしならむか。(李奎報は高宗二十八年辛九月年七十四にて卒したれば、彼が舊三國史を得たる癸丑は明宗二十三年即ち西紀一九三三年にして、金富軾等撰三國史記の成りし年仁宗二十三年辛より約五十年後なり。)

## B、金石文

一般に薨年稱元法の行はれたる證左は、前に記載せる駕洛國記並に三國遺事のみならず、是を當時の金石文に徴すれば更に明なる所にして又最も確實なりと信ず。由て下に其の若干を粗々時代順に掲載すべし。

1、太祖即位之十八年歲在乙未、新羅靜順王納、是時後唐清泰二年也、至光廟二十四年、禪師永始來于慶雲山、創蘭若曰百巖禪院時、大宋開寶六年也、至文廟二十三年歲在戊申、故左散騎常侍知樞密院事李公頤、爲春州道監倉使云々、時熙寧元年也。(真樂公重修清平山文殊院記仁宗朝金富軾撰文)

◎太祖十八年を乙未、文宗二十三年を戊申となすは、何れも即位の初年を元年として起算したること明にして、隨て踰年稱元の麗史年表とは各一年の差あり。但し光廟二十四年を宋の開寶六年となすは麗史年表に合す。二十四年恐くは二十三年の誤なるべし。

2、聖上御園之十八載太平紀曆之第六年夏四月日謹記(奉先弘慶寺碣記顯宗十八年崔冲撰文)

◎聖上は顯宗を指す。御園は御圖と同意なるべし。麗史年表に據るに契丹太平六

年丙寅は同王の十七年に當る。然るに該碣記に十八載となすは即位の歳を以て元年となせるなり。

3、△△加首座、是歳文宗昇遐、順宗嗣位、未幾而又崩、即宣宗承纂之元年也。(金山寺慧德王師諱銘、睿宗朝撰者未詳)

◎此れ即ち文宗昇遐の歳を以て順宗並に宣宗の元年となすものにして、明かに薨年稱元たることを示す。此の年は癸亥なるが、麗史年表は踰年稱元に依り翌甲子を以て宣宗元年となせり。金石文に於て宣宗元年が薨年稱元なることは、次の文によりても知ることを得べし。

4、我宣王二年、宋神宗元豐七年甲子、赴廣明選佛場云々。

我肅王四年、宋紹聖五年、戊寅、大覺於弘圓寺置圓覺會云々。

我睿王元年、宋崇寧四年、加三重大師云々。(雲門寺圓應國師碑銘、毅宗朝尹彥願撰文)

◎宣王二年を宋神宗元豐七年甲子となす故、同王の元年は順宗の薨年たる癸亥なること明なり。又崇寧四年乙酉は恰も肅宗薨去の年にして、該碑銘が之を以て睿宗元年となすは明かに薨年稱元なり。肅宗四年を宋紹聖五年戊寅となすも同様にして、麗史年表と一年の差あり。

5、歲在癸酉、今上踐祚、繼述先志、二年甲戌、設落成法會云々。(寶鏡寺圓真國師碑銘、高宗朝李公老撰文)

◎此に依れば、今上即高宗の元年は癸酉にして、其の二年は甲戌なり。癸酉は即ち康宗の薨年なれば、又明かに薨年稱元なり。然るに麗史年表は踰年に拘はりて甲戌を

以て高宗元年とす。

6、上即祚四年丁丑詔住雲門寺云々（麟角寺普覺國師撰文）

◎上は忠烈王を指す。其の四年丁丑は元宗薨去の甲戌より起算するや明なり。麗史年表は踰年法により丁丑を同王の三年とす。

7、忠烈王以世勳懿戚之重、坐鎮東方三十有五年（全柏軒墓誌忠惠撰文）

◎全柏軒は高麗の宰臣全信のことなり。忠烈王は踰年稱元の麗史年表には在位年數を三十四年とす。然るに崔滢が之を三十五年といへるは國王即位の初年より數へたるものとす。

8、上即位之二年壬辰也（恭愍王朝李益齊撰文）

◎上は即ち恭愍王にして、壬辰は即ち忠定王遜位の翌年なり。麗史年表は之を以て王の元年とす。

（右の外資料尙少からざれども、くだしければ省きつ）

以上の如く高麗時代の金石文に於ては、何れの時期に於ても殆ど皆各王の紀年をなすに薨年稱元の法に依れるを見る。之を最初に掲げたる高麗時代の史籍と併せ考ふるとき、薨年稱元が高麗時代一般に行はれたること疑を容るゝ餘地なし。

### 第三節 三國史記に於ける薨年稱元法適用の範圍

既に述べたる如く、三國史記は新羅高句麗百濟を通じて始祖三王を除きたる一百十二王中、僅に特殊の三例の外、何れも皆各王の元年を前王薨年と同一年とし、第一節參照駕洛國記に於ても同國歷代諸王皆其の元年を前王薨年と同一年とす(第二節參照)。兩書が斯の如く劃一に各王の即位を前王の薨年と同一年とし、而して之を以て各王の元年となすは果して悉く事實と一致するものなりや、頗る疑なき能はず。何となれば三國の建國より新羅の滅亡に至るまで其の間約一千年、國王の薨去繼立するもの一百十餘、而して其の薨嗣の事實が悉く同一年内に起ること、三國史記に記されたる如くなりしとは到底信ぜられざるなり。大多數は嗣王の即位を前王薨去と同一年となして事實に合するものなるべし。然れども紛亂時期の常として、嗣王の即位が前王薨去後一年若くは數年後に起るは有り得べきこととす。然るにも拘らず、三國史記並に駕洛國記に依れば毫も斯る事實のありたる如く認められず、繼嗣の次第極めて劃一整然たるは、多少事實を無視して無理に薨年稱元の原則を適用したるにあらざるなきか。之れ本節に於て研究せむと欲する所なり。

此の問題を解決せんが爲めには、先づ三國時代の古記に依りて事實を確むるを要すれども、三國時代の古記録は今日一も現存するものなく、全く之を知るに由なし。然るに幸に我國の日本書紀には、往々注記として三韓の古記録を引用する所あり。由て僅かに其の片影を認むるを得べし。されども書紀引用の古記は百濟に關係のもの多くして、三國史記中に引用の古記とは其の名相同じからず。且つ日本書紀編纂の時と三國史記撰著の時とは約

四百年を隔つるを以て、一概に之を律すること能はざるも、試みに書紀を通じて窺ひ得べき三韓古記録の記事に付一言すべし。

日本書紀の注記に百濟本記云、百濟新撰云等として記されたるは、何れも百濟の古記を其の儘引用したる文ならむが、斯る引用文は頗る短簡にして、其の中の記事には或る王の薨年干支が三國史記年表のそれと合致するもの一二之あるも、例へば百濟蓋鹵王、高句麗安藏王、前王薨去と嗣王の即位稱元との關係を知るに足るべき資料となるもの一も之なし。然るに書紀本文中に於て、三韓諸王中主として百濟王の薨去並に嗣立を記せること少からざるを以て斯る記事合計十七條を算す、其の内參考となり得べきものを檢出して之を三國史記年表に對比するに左の如し。

日本書紀

三國史記年表

神功皇后紀

(乙亥)

(1) 五十五年百濟肖古王薨

(丙子)

五十六年百濟王子貴須立爲王

(甲申)

(2) 六十四年百濟國貴須王薨、王子枕流立爲王

(乙酉)

(3) 六十五年百濟枕流王薨、王子阿花年少、叔父

辰斯奪立爲王

應神紀

乙亥近肖古王薨、近仇首王即位元年(書紀は二周甲前の乙亥とす)

甲申近仇首王薨、枕流王即位元年(書紀は二周甲前の甲申とす)

乙酉、枕流王薨、辰斯王即位元年(書紀は二周甲前の乙酉とす)

(4)〔壬辰〕是歲<sup>三</sup>百濟辰斯王失禮於貴國天皇……百濟

國殺辰斯王以謝之、紀角宿禰等便立阿花爲王而歸

(5)〔乙巳〕十六年、是歲百濟阿花王薨、天皇召直支王謂

之曰、汝返於國以嗣位

(6)〔甲寅〕廿五年、百濟直支王薨、卽子久爾辛立爲王

雄略紀

(7)〔丙辰〕廿年冬高麗大發軍兵、伐盡百濟（百濟記云、

蓋鹵王乙卯年冬狍大軍來攻大城……王及大后

王子等皆沒敵手）

(丁巳)廿一年春三月、天皇聞百濟爲高麗所破、以久

麻那利賜汝洲王、救興其國、

(8)〔己未〕廿三年夏四月、百濟文斤王薨、天皇以昆支五

子中第二末多王……使王其國

武烈紀

(9)〔壬午〕是歲<sup>四</sup>百濟末多王無道暴虐百姓、國人遂除

而立島王、是爲武寧王

三國史記の稱元法並に高麗以前稱元法の研究

〔圖〕壬辰、辰斯王薨、阿華王卽位元年（書紀は二周甲前の壬辰とす）

〔圖〕乙巳、阿華王薨、腆支王卽位元年（書紀は二周甲前の乙巳とす）

庚申、腆支王薨、久爾辛王卽位元年（書紀は百二十六年前の甲寅とす）

乙卯、蓋鹵王薨、文周王卽位元年（書紀は汝洲の卽位を三年後の丁

す巳とす）

〔圖〕己未、三斤王薨、東城王牟大卽位元年

辛巳、東城王薨、武寧王斯摩卽位元年（書紀は一後の壬午とす）

繼體紀

(10) 十七年夏五月、百濟國王武寧薨

(甲辰) 十八年春正月、百濟太子明即位

欽明記

(11) 百濟本記云、十二月戊戌狗鵠コクスクスヲ香岡上王薨

(七年丙寅) 百濟本記云、高麗以正月丙午立中夫人子爲王、

(12) 十五年十二月新羅獲百濟聖明王殺之

(丁丑) 十八年春三月庚子朔、百濟王子餘昌嗣立、是爲

威德王

備考(1)は欽明紀六年及七年の註記なれども特に掲載す

以上十二例を精査し、下の如く區別するを得べし。

第一 (2)、(3)、(4)、(5)、(8)、の五例は前王薨去と同一年内に嗣王即位し、又其の干支も書紀と史

記年表と符合す(中には書紀は二周甲前に繰上げしもある)。書紀は此の年を以て嗣

王元年と明記せざるも、年表は之を嗣王元年とす。

第二 (6)、(9)、の二例は前王薨去と同一年内に嗣王即位すれども、其の干支は二書相違す。

其の他は前に同じ。

第三 (1)、(10)、(11)、の三例は書紀並に百濟本記嗣王の即位を前王薨去の翌年となすに、史記年

癸卯、武寧王薨、聖王明穩即位元年(書紀は聖王の即位を翌年とす)

乙丑、安原王薨、陽原王平成即位元年(本記は陽原王の即位を翌丙

寅と) (陽原王或云陽原上好王)

甲戌、聖王薨、威德王昌即位元年(書紀は昌の即位を三年後の丁丑とす)



表は前王薨去と同一年とし、其の年を以て嗣王の元年とす。

第四 (7)、(12)の二例は何れも百濟が大に隣邦の侵害を蒙り、王は敵の獲殺する所となりたる非常の場合なるが、書紀の記事(7)の場合嗣王汝洲王の即位の年丙辰なりや不確なるに、史記年表は百濟記と同様蓋鹵王の死を以て乙卯とし、文周王の即位亦同一年とす。

又(12)の場合書紀は威徳王餘昌の嗣立を事變後三年の丁丑となすに、史記年表は餘昌の即位元年をば事變と同一年の甲戌となせり。

要するに三國史記は如何なる場合と雖も一律に嗣王の即位元年を前王薨去と同一年となせども、書紀は或は之を同一年に係け或は翌年とし、或は二三年後に在りとす。是れ果して何れか眞を得たるものなりや。

惟ふに書紀に見えたる百濟王薨嗣の事實は、必ず百濟の舊記に依りたるものなるべし。然るに三國史記年表が其の薨嗣の事實が同一年中に起りたる場合も、一年若くは二三年を隔てたる場合も、悉く器械的に前王薨去と同一年を以て嗣王の即位元年となしたるを以て見れば、嗣王の即位元年が、實際よりも若干繰上げられたるもあるべく、換言すれば事實が原則適用の犠牲となりたるもありて、幾分眞事實を没却したるは疑を容れず。殊に雄略天皇廿一年文周王の即位、欽明天皇十八年威徳王即位の場合の如き、何れも前王は敵の爲に擒にせられて殺され、我が軍大敗を蒙りたる後なれば、一兩年若くは二三年を隔て、嗣王の即位したるは、寧ろ實を得たるものならむ。

之を要するに日本書紀編纂の資料となりたる三韓の古記には、三國諸王薨嗣の事實は事實通りに記され、劃一的に前王の薨年に嗣王の即位せる如くには記されざりしもの、如し。然るに三國史記年表の如く劃一的に記さるゝに至りしは、後年斯る古記録多く散佚して據るべき資料なきの時に於て上代の歴史を編纂する必要上、薨年稱元の主義を採用し、器械的に之を整理したる結果に外ならざるべし。故に前記百濟諸王の例より推して、三國史記の薨年稱元法は、單に薨嗣の同一年内なることの事實明了なる場合にのみ適用せられたるにあらずして、此等の事實に關し史料の闕乏する場合等に於て、次王の元年を前王薨年と同一年として接續せしめ、又は薨去と嗣立との間に若干年月を隔てたるも、便宜同一年に引上げて整理したるもあるべしと認む。蓋し當時全く已むを得ず斯る便宜法を用ひたるものにして、金富軾が進三國史記表に於て、其古記、文字蕪拙、事迹闕亡云云と謂へるを見れば思ひ半ばに過ぐるものあらんか。されども三國史記撰者は該稱元法を採用しながら、尙ほ決して柱に膠するの愚をなさず、若干の例外を設けて能ふ限り事實の錯誤若くは沒却を防がんとしたるは、大に多とすべきものあり。吾人は須らく無限の敬意を以て撰者苦心のある所を付度せざるべからず。そは第三章に至り詳説すべし。

#### 第四節 三國古記の稱元法は果して薨年

稱元法なりしか

東國通鑑に權近の論として引ける文に曰く、

「按三國古史。皆以先王薨年爲嗣王元年。高麗臣金富軾撰三國史。因而不革。」

(註此の文は權近の陽村集並に東國史略に見えず。陽村集進三國史略箋に「逮王高麗有臣富軾。凡例取法於馬史。大義或乖於麟經」とあるを敷衍せしにや。知る人敬へ給へ。)

と。此の言に依れば三國古史已に皆薨年稱元の法を採りたるが如く見ゆるも、其の據る所詳ならざるのみならず、三國古史なる語の意義亦頗る曖昧たるを免かれず。試に三國史記中に引用又は注記せられたる古記録を調査するに、金大問、雞林雜傳、三韓古記、海東古記、新羅古事、新羅古記、高句麗秘記、崔致遠帝王年代曆等の名を發見するを得べし。中に就きて金大問は新羅貴門の子弟にして、聖德王の時漢山州都督となりたる人なり。三國史記列傳卷十六には傳記若干卷を作る、其の高僧傳、花郎世記、樂本漢山記猶存すと記るさる。されば雞林雜傳以外尙幾多の編著ありしものにして、聖德王は新羅一統後約五十年の頃新羅に君臨し、恰も我國に於て古事記、日本書紀の成りたる時期に當れば、金大問の著述は新羅一統時代の初期に在りて、正に日本書紀編纂の資料となりし三韓の古記に踵を接するものと謂ふべく、崔致遠は羅末の學者なれば、其の帝王年代曆は四六集、桂苑筆耕等(新唐書藝文志に據る)と共に羅代末期の產物と見るを得べし。而して三韓古記以下の諸記録は恐らく皆新羅一統時代若くは其以後に作爲せられたるものならむか。されば三國史記の編纂に當り參考せし古記録は、大體に於て新羅一統以後のものとして見て大過なかるべく、此等古記録には奈何なる稱元法を用

ひられたるや今より之を知るに由なきも、以先王薨年爲嗣王元年の主義は、此等古記録の中に胚胎せりと見るべきが如し。

次に權近の所謂三國古史と稱するは何を意味するか不明なり。若し日本書紀の編者が參考せし如き三韓の古記録を指すならば、余は彼が言に賛同すること能はず(第三節の理由による)。若し高麗時代に現存せし三國關係の古記録と見るならば、此等の古記録が悉く皆薨年稱元の法に依りて書かれたりとは斷言し得べき限にあらざと雖も、高麗建國後百五十餘年を経たる文宗の時には駕洛國記が全く此の主義に依れるを見れば、三國史記編纂の當時高麗に現存せし古記録の同主義に依り書かれたるもの多かりしことは想像に難からざるべく、即ち史記は既述せる如く當時一般に行はるゝ所に隨ひ薨年稱元の主義を採用せしなるべし(第二節參照)。權近が金富軾の三國史を撰じや、三國古史の法に倣ひ因て而して革めずといへるは、此の邊の意味にて言へるものならむか。

## 第二一節 三國史記稱元法の第二原則(即躰月稱元法)

前章に述べたる如く、金富軾等は三國史記を撰するに當り、先づ第一に薨年稱元法を原則とし、必ず前王の末年と嗣王の元年とを同一年となすこととせり。是に於てか其の結果として、自然同一年内に於て前王の年と嗣王の年との限界を定むるの必要を生ずべし。其の之を定むるに當り、三國史記の撰者は如何にせしかと云ふに、そは即ち躰月稱元の法に依れ

り。踰月稱元とは前王薨去の月までは之を前王の年とし、其翌月よりを嗣王の元年となすの法なり。余は之を以て三國史記が採用せる第二原則となさむとす。而して之が爲め先づ史記記載の實例に依り、該法適用の如何を研究すべし。

試に三國史記に就き羅、麗、濟三國の各王稱元に關する記載を精査するに、下の結果を得べし。

第一、前王薨去の翌月より明かに次王の元年と記せるもの

此の種の記事は謂ふまでもなく明かに踰月稱元法の適用を表示する所のものなるが、斯る記事は羅、麗、濟一百十二王を通じて僅かに十二に過ぎず。(三國諸王稱元分類表) (踰月稱元第一種參照)

(前王薨去の年月)

新羅

- 祇摩尼師今王<sup>第六</sup> (甲戌) 二十三年秋八月王薨
- 逸聖尼師今王<sup>第七</sup> (甲午) 二十一年春二月王薨
- 奈勿尼師今<sup>第十</sup> (壬寅) 四十七年春二月王薨
- 法興王<sup>第廿</sup> (庚申) 二十七年秋七月王薨
- 眞智王<sup>第廿</sup> (己亥) 四年秋七月十七日王薨
- 眞平王<sup>第廿</sup> (壬辰) 五十四年春正月王薨
- 眞德王<sup>第廿</sup> (甲寅) 八年春三月王薨

三國史記の稱元法並に高麗以前稱元法の研究

(次王稱元の年月)

- 逸聖尼師今王<sup>第七</sup> (甲戌) 元年九月大赦
- 阿達羅尼師今王<sup>第八</sup> (甲午) 元年三月以繼元爲伊滄云々
- 寶聖尼師今<sup>第十</sup> (壬寅) 元年三月與倭國通好云々
- 眞興王<sup>第廿</sup> (庚申) 元年八月大赦、賜文武官爵一級
- 眞平王<sup>第廿</sup> (壬辰) 元年八月以伊滄擊里夫爲上大等
- 善德王<sup>第廿</sup> (壬辰) 元年二月以大臣乙祭總持國政
- 太宗武烈王<sup>第廿</sup> (甲寅) 元年夏四月追封王考爲文興大王

文武 王第三十  
二十一年秋七月一日王薨  
(辛巳)

神文 王第三十  
十二年秋七月王薨  
(壬辰)

孝恭 王第二十五  
十六年夏四月王薨  
(壬申)

神德 王第三十五  
六年秋七月王薨  
(丁丑)

景明 王第四十五  
八年秋八月王薨  
(甲申)

高勾麗 當該記事なし

百濟 當該記事なし

第二、前王薨去の翌月を次王の元年と明記せる文字なきも其の月の記事を次王嗣立の直後に掲記せるもの

此の種の記事は第一種の記事に準ずべきものにして、之れ亦明かに踰月稱元法の適用せられたるを知るべきものとす。斯かる記事は羅、麗、濟、百十二王を通じて僅かに十二に過ぎず。今下に之を摘記すべし。

(前王薨去の年月)

(同年内次王即位後の記事)

新羅

聖德 王第三十  
三十六年春二月王薨  
(丁丑)

宣德 王第三十  
元年春正月……至十三日薨  
(乙丑)

昭聖 王第三十  
二年六月王薨  
(庚辰)

神文 王第三十  
元年八月拜舒弗邯眞福爲上大等  
(辛巳)

孝昭 王第三十  
元年八月以大阿滄元宣爲侍中  
(壬辰)

神德 王第三十五  
元年五月追尊考爲宣聖大王  
(壬申)

景明 王第四十五  
元年八月拜王弟伊滄魏膺爲上大等  
(丁丑)

景哀 王第五十  
元年九月遣使聘於太祖(王建)  
(甲申)

孝成王第三十  
三月改司正丞及左右議方府丞並爲佐  
四王

元聖王第三十  
二月追封高祖大阿法滄宣爲玄聖大王  
八王

哀莊王第四十  
秋七月更名重熙  
四王

哀 莊 王<sup>第十四</sup> (巳丑) 十年秋七月王叔父彥昇……弑王

僖 康 王<sup>第三十五</sup> (戊午) 三年春正月……縊於宮中

神 武 王<sup>第四十五</sup> 即位年……至是月二十三日薨

憲 康 王<sup>第四十九</sup> (丙午) 十二年秋七月五日薨

高 勾 麗

大 武 神 王<sup>第三</sup> (甲辰) 二十七年冬十月王薨

東 川 王<sup>第十</sup> (戊辰) 二十二年秋九月王薨

烽 上 王<sup>第十四</sup> (庚申) 九年九月國相倉助利與群臣同謀廢王

賁 稽 王<sup>第九</sup> (戊午) 十三年秋九月王爲敵所害薨

蓋 鹵 王<sup>第十</sup> (乙卯) 二十一年秋九月麗將桀婁等擒王

烽上王の記事は廢位の例なれども之を併記す

憲 德 王<sup>第四十</sup> 秋八月大赦

閔 哀 王<sup>第四十</sup> 二月金陽募集兵士入清海鎮

文 聖 王<sup>第四十</sup> 八月大赦

定 康 王<sup>第五</sup> 八月拜伊滄俊興爲侍中

閔 中 王<sup>第四</sup> 冬十一月大赦

中 川 王<sup>第二</sup> 冬十月立椽氏爲王后

美 川 王<sup>第五</sup> 冬十月黃霧四塞

汾 西 王<sup>第十</sup> 冬十月大赦

文 周 王<sup>第二</sup> 冬十月移都於熊津

右に示す如く、三國史記中踰月稱元法の適用を知り得べき記事は一百十二王中僅かに二  
十四(第一種、第二種の合計)に過ぎず。其の他の諸王の場合、何れも前王薨去の翌月に關す  
る記事を缺き、又は前王薨去の月明かならず、多くは次王の二年若くは夫れ以後の記事のみ  
なるを以て、年表に據り年次を檢算して前王薨年と次王の元年とが同一年に當ること、換言

すれば第一原則が適用せられたるを知ることを得るも、同一年内の月に付ては如何に取扱はれたるかを知るに由なし。(三國諸王稱元分類表參照、薨月稱元とも見る。)然れども既に第一、第二に摘録せる二十四の記事に依り、踰月稱元法の採用せられたるは歸納的に證明して餘ありと謂ふべし。されば之を以て三國史記稱元法の第二原則として不可なかるべしと認む。

右の如く踰月稱元適用を示すが爲めには少くも前王薨去の月並に翌月の記事明かなるを要するを以て、當時史料の缺損甚しく、以上二十四王の外は到底如何ともする能はざりしなるべし。然らば其の他多數の諸王につきては如何にせしやといふに、此等に關しては單に第一原則の適用により器械的に前王薨年と嗣王元年とを一致せしめたるまでにて、踰月稱元法とは何等關係なかりしものならむ第一章第三節參照。是に由て之を觀れば、踰月稱元法は三國史記の採用せし第二原則と認むることを得べしと雖ども、其の適用の範圍は極めて狹少にして、單に資料の稍完全せる場合に必要ありしに過ぎず。即ち史記稱元法の主たるものは第一原則たる薨年稱元法にして、踰月稱元法は僅かに之が副たりしものと見るに至當とす。加之上掲の二十四例と雖も、前王の薨去と次王の嗣立とが事實上都合よく月を連ねて起りたるにあらず。或るものは同月内に即位したるもあるべく、或るものは二三ヶ月を隔てたるもあるべし。故に踰月稱元法をば何れにも適用し、次王の元年をば前王薨去の月の翌月よりとせば、或る場合には事實に近く、或る場合には事實に遠ざかる結果とな



るべく、恰も薨年稱元法に依りて諸王の元年を前王の薨年と一致せしむべく整理したると同様に、或る程度の不合理は之を免ることを得ざるべし。蓋し踰月稱元法とても薨年稱元法と大小廣狹の差こそあれ、何れも諸王の稱元を劃一的に整理する器械的方便たるに於ては同一なるを以て、第一章第三節に於て述べたると同様に、原則適用の爲め事實の多少犠牲に供せられたるは已むを得ざることなるべければなり。

### 第三章 薨年稱元法及び踰月稱元法の例外

三國史記の稱元法が、前述の如く先づ第一原則に依りて前王の薨年と嗣王の元年とを同一年とし、次に第二原則即ち踰月稱元法に依りて同一年内に於ける前王の期間と新王の期間との限界を定むるものとせば、單に之だけにては容易に理解し難き若干の記事を本書中に發見すべし。余は本章に於て之に關する卑見を掲げて大方の教を請はむと欲す。

#### 第一節 前王十二月薨去の場合に於ける次王の稱元

薨年稱元法を第一原則とし、踰月稱元法を第二原則として各王の稱元を取扱ふに當り、前王十二月薨去の場合に於て次王の稱元を如何になすべきかは頗る困難なる問題なり。由て先づ三國史記中斯る場合に該當せる記事を檢出すべし。

(前王薨去年月)

新羅

沾解尼師今<sup>第二十二</sup>

(1)十五年冬十二月二十八日王暴疾薨

儒禮尼師今<sup>第十</sup>

(2)十五年冬十二月王薨

元聖<sup>第三十</sup>

(3)十四年冬十二月二十九日王薨

興德<sup>第四十</sup>

(4)十一年冬十二月王薨

高句麗

太祖大王<sup>第六</sup>

(5)九十四年十二月乃禪位退老於別宮

新大王<sup>第八</sup>

(6)十五年冬十二月王薨

長壽王<sup>第廿</sup>

(7)七十九年冬十二月王薨

百濟

久爾辛王<sup>第十</sup>

(8)八年冬十二月王薨

東城王<sup>第廿</sup>

(9)二十三年十月佐平舊加使人刺王至十二月乃薨

威德王<sup>第七</sup>

(10)四十五年冬十二月王薨

註、(5)は讓位の例なれども之を併記す

(次王稱元の年月)

味鄒尼師今<sup>第三十</sup>

(翌年壬午) 元年春三月龍見宮東池

基臨尼師今<sup>第五</sup>

戊午を以て元年とす但し記事なし

昭聖王<sup>第三十</sup>

(翌年己卯) 元年春三月以青州老居縣爲學生祿邑

僖康王<sup>第四十</sup>

丙辰を以て元年とす但し記事なし

次大王<sup>第七</sup>

丙戌を以て元年とす但し記事なし

故國川王<sup>第九</sup>

己未を以て元年とす但し記事なし

文咨明王<sup>第一</sup>

(翌年壬申) 元年春正月三日魏孝文帝遣使拜王爲

毗有王<sup>第廿</sup>

丁卯を以て元年とす但し記事なし

武寧王<sup>第五</sup>

辛巳を以て元年とす但し記事なし

惠王<sup>第廿</sup>

戊午を以て元年とす但し記事なし

右の外には三國史記中に十二月薨去又は同月禪位の記事なし。由て今此の十例に就き

て歸納するに、自ら三種類あることを發見すべし。即ち

甲種 (2), (4), (5), (6), (8), (9), (10) の七例

此の種の諸例は何れも前王薨去讓<sup>(5)</sup>位の月のみを掲げて日を記さず。又一般諸例に準じて踰月稱元法を適用するとせば、何れも十二月の翌月即ち翌年一月以降を以て嗣王の元年となすべき筈なるに、然せずして嗣王の元年を前王薨年と同一とす。

乙種 (1), (3) の二例

此の種の二例は共に十二月最終日薨去の日付を明記す。(三正綜覽に依るに辛巳歲十二月は小戊寅歲十二月は大なる故、嚴密に云へば共に最終日の前日なり。)而して何れも前王薨去の翌月即ち翌年一月以降を以て嗣王の元年とす。

丙種 (7) の一例

此の例は前王薨去の月のみを掲げて日を記さざること甲種の七例と同様なるに拘らず、嗣王の元年をば前王薨去の翌月即ち翌年一月以降となすこと乙種に同じ。

是に於て前王十二月薨去の場合に限り、何故三國史記に此の如く三種の異りたる記事の存するかの理由を説明せざるべからず。之に關する余輩の卑見下の如し。

1、甲種七例に對する説明

既に本篇第二章に於て論ぜし如く、元來踰月稱元法は薨年稱元法の原則を採用したる結果、同一年内に新舊兩王の限界を定むる必要より生じたる便法なり。然るに前王十

二月薨去の場合は、同一年内に於て嗣王の元年を翌月よりとなすの餘地なし、強て踰月稱元法を適用せば翌年となりて薨年稱元法の第一原則を破るに至る。由て斯る場合には踰月稱元法は全く適用せられずして、第一原則のみ適用せられたるものとす。故に此の種の諸例は即ち之を踰月稱元法適用の例外と見るを得べし。

## 2、乙種二例に對する説明

此の二例は何れも前王薨去が十二月最終日なることを明記す。されば嗣王の即位稱元が翌年一月以降にあるべきは自明の理なるを以て、此の二の場合に限り前王薨年と嗣王元年とを同一となす薨年稱元法の器械的適用すら之を避けたるものとす、故に此の二例は薨年稱元法適用の例外と見るを得べし。尤も前に云ひし如く嚴密にいへば何れも其の歲最終日の前日なれども、僅かに一日の差なるを以て斯く取扱ひしものならむ。

以上の如くにして始めて同じく前王十二月薨去の例なるに、甲種に屬する基臨尼師今、僖康王、次大王、故國川王、毗有王、武寧王、惠王の元年が夫々前王の終年と同一となり、乙種に屬する味鄒尼師今、昭聖王の元年が夫々前王薨年の翌年とせられたる理由を明かにするを得たりと信ず。

然り而して三國史記の撰者が前王十二月薨去の場合に於ける次王の稱元に關し、何故に斯く兩様に涉り區別的取扱をなしたるやを案ずるに、是れ實に金富軾等用意の存する所に

して、彼等は上述の如く高麗時代常用の薨年稱元並に踰月稱元法を採用して史記の編修に従事し、以て舊史の整理大成を期せしが、畢竟稱元法の適用は器械的なるを以て極度に之を適用するときは事實上同一年内に即位せし王も翌年となり、翌年即位せし王も同一年内に即位したるととなり、甚しく事實を無視するに至るを以て、右二稱元法の適用に幾分斟酌を加へて、出來得る限り事實との一致を期せむとせり。是れを以て史記撰者は必然即位の事實が前王薨去の翌年一月に在るべき二王に對しては薨年稱元の適用を止めて其の儘とし之に反して單に前王十二月薨去とのみありて次年即位と認むべき資料なき他の七王は踰月稱元の適用を省きて薨年稱元とし、截然兩者の取扱を別にし、以て二種の事實を混同せざらしめたり。次節に説く所の前王薨去と同一月内に元を稱せる諸王に關する記事の如きも、全く事實の記載を尊重するが爲め、殊に踰月稱元の適用を見合せたるものに外ならざるべく、其の苦心の跡歴々として指摘すべし。是れ本書の頗る價值ある所以なり。若し徒らに此を妄斷して撰者の過誤なりとなすは鳥濟の沙汰と謂はざるべからず。

或は曰く、君主歿するや太子必ず若干の日子を隔て、即位すべし。故に前王十二月薨去の場合に於ては嗣王の即位に關し下の三様を生ず。

- (一) 單純に嗣位を十二月と認むべきもの(前記甲種七例に當る)。
- (二) 前王の薨去が十二月末日に當り嗣王の即位は必然翌年たるべきもの(前乙種二例に當る)。

(三) 前王の薨去が十二月末日より少しく以前に當り、夫より若干日を隔つる嗣王の即位は自然翌年に繰越さるべきもの(前記丙種の一例に當る)。

之れ即ち前記の如く三國史記中前王十二月薨去の場合に對し、嗣王の稱元に三種の取扱をなす所以なるべしと。此の説は單に一種の推測説に過ぎざるも、一應甚だ尤もなるが如く思惟せられざるにあらざるを以て、之に對し茲に聊か辯駁を加ふるの必要を認む。

試に李朝の例を按ずるに、國王臨終に際しては王を思政殿に移して顧命を發し、受命の大  
臣等退て傳位の遺教を製作す。氣息愈々絶すれば内外皆哭し、次で復、沐浴、襲、含等の諸事を行ひ、第三日之を社稷宗廟に告げ、同日小斂す。第五日大斂並に成殯の儀を行ひ、第六日成服とて王世子以下所定の喪服を着用し、而して同日を以て嗣位の典を擧ぐるものとす(國朝五  
據)。之に依れば國王の薨去と王世子の即位との間に五日を隔つ。然れども此の例を推して、高麗も新羅も將た夫れ以前も斯くあるべしと速斷するは、今を以て古を斷ずるものにして、頗る危險なりと謂はざるべからず。されば王氏高麗の例は如何にといふに、高麗史に「高麗人不立國恤之儀、至國有大故、則皆臨時采掇附比以從事、事已則諱而不傳、故其見於史者特梗槩而已。」とありて、未だ一定の禮制備はらざりしが如きも、同書禮志に載する所の高宗以前諸王の例に依れば(高宗以後は世子皆元在る)、國王死すれば世子は即日若くば其の翌日を以て即位し、寧ろ即日即位を常規となせるものゝ如く、成服は却て其の後に行ひ、死日より算へて第四日に當るを例とす。されば禮論の發達せし李朝と、朱子學尙入らざりし高麗の初

中葉とは、其の慣習例規の相違すること此の如く夫れ甚し。李朝の例を以て三國の時を推すの不理なると一見して明なるべし。然れども此處に記する麗時の慣習は時代の關係上、寧ろ新羅時代のそれを因襲するものと思はしめざるにあらず。素より新羅時代並に三國時代の慣習につきては未だ之を例證すべきものを見當らず。又三國史記中に見ゆる善徳王十六年春正月八日に薨去し、同月十七日を以て眞徳王元年となす記事は、新舊兩王の日次を記する唯一の例なるも、未だ以て論據となすに足らず。されども三國時代に在りては上の推測説の如く、國王歿し世子若干の日子を隔て、即位せりとなす證據亦一も存せざるを以て、寧ろ高麗時代より推して前王薨去後猶豫なく次王の嗣立を見るを原則としたるものと解する方妥當なるが如し。若し此の見解にして當を得たりとせば、上記の推測説は何等價値なきものとなり、假令前王十二月薨去の場合と雖も、十二月末日ならざる限りは、世子は猶豫なく同年中に即位したるべければ、本節所掲の甲種七例の如き、何れも皆踰月稱元の例外として之を取扱ひ、以て嗣王の元年を前王薨年と同一ならしめたるは、洵に理に適へりと謂ふべし。只乙種二例に於て、精密にいへば沾解、元聖二王の薨日が十二月末日より一日前なるに、次王味鄒及び昭聖の稱元を次年に繰越したるは、僅かに一日の差なるを以て斷じて翌年即位せしものと見做し、薨年稱元の適用を省きたるものならむ。斯く推究し來れば、最初に余の下したる見解は益々理由あるものたるを疑はず。若し夫れ丙種の一例たる文咨明王の稱元を長壽王薨去の翌年となすに至りては、全然何の故たるを發見するを得ず。上

記推測説にては長壽王の薨日が恰も十二月末日の少しく以前に當り、文咨明王が夫より若干日を隔て、即位したるがため、自然次年となりしにあらずやとなせども、三國史記の記載に依れば長壽王につきても又甲種七例につきても、共に齊しく冬十二月王薨とあるのみなれば、今日よりしては長壽王の場合に限り斯る異例の推測を挾むの餘地なく、隨て文咨明王の稱元も甲種七例と全然同一に取扱はるべきものと見做すの外なし。史記編纂の當時舊史の記載は文咨玉の稱元が長壽王薨去の翌年となしたりしを以て、史記も其の儘襲踏したるに過ぎずとせば夫迄の様なれども、一層研究の歩武を進むるときは、三國史記の長壽王薨去並に文咨明王即位の記事は朝鮮の舊史に據りたるものにあらずして、支那史料に依りて記せしこと明なるを以て、史記年表に於て文咨明王の元年を長壽王薨去の翌年となすは何等理由なきに至り、全く該年表の誤謬と見做さざるを得ず。此の如く余は斷じて上記の如き推測説を以て取るに足らずとし、文咨明王の稱元をば史記年表の誤謬と認むるものなり。之に付更に詳説するの要あるも、頗る煩雜に渉るを以て、特に第五章に於て説述すべし。

## 第二節 前王薨去と同一月内に於ける次王の稱元

三國史記中各王稱元に關する記事を精査するときは、下の如きものあるを發見す。

(前王薨去年月)

(次王稱元月日)



善德 王第七十五 (丁未) 十六年春正月八日王薨

太宗武烈王第九十五 (辛酉) 八年六月王薨

景哀 王第五十五 (丁亥) 四年甄蓋以冬十一月掩入王京  
逼令王自盡

高句麗

當該記事なし

百濟

當該記事なし

以上は少數の記事なれども、極めて異例に屬す。即ち(1)は日付を有し、(2)(3)は日付を有せざるも、何れも前王薨去と同一月内に嗣王の元年を明記せるを以て月を踰えて嗣王元を稱する第二原則の主義を全然無視するものとす。幸に該三例は薨年稱元法の適用に於て妨なく、隨て眞徳、文武、敬順諸王の紀年に影響を及ぼすことなきも、何故に斯る特殊の記事の存せるかの理由につき之を考察するを要す。

惟ふに上記の三例は三國史記の撰者が右三王嗣立の事實記載の必要上、故意に踰月稱元法の適用を不得策と認めたるものならむか。何となれば右三王嗣立の場合は何れも國家の危急に際會し、特に其の間の事實を明細に掲記する必要ありたればなり。今史記によりて當時の事情を述べれば左の如し。

眞徳 王第八十五 (丁未) 元年正月十七日誅毗雲、坐死者三十人

文武 王第三十五 (辛酉) 元年六月入唐宿衛仁問儒敦等云云

敬順 王第六十五 (丁亥) 元年十一月追尊考爲神興大王

(1)善徳王の晩年は新羅頻りに百濟の侵寇を蒙り、同王十四年には國西の七城を略取せられたり。加之、斯る多難の際に當り國相の最上位に居れる上大等毗雲等は女主善く國家を理する能はずとして、十六年正月謀叛し、而して王は同月八日を以て薨去せり。是に於て眞徳王繼て立ち、月を移さず毗雲の亂を平げ、二月伊滄關川を以て上大等となせり。由て本來は二月以降を同王元年となすべきなれども、以上の事實を明確になさんが爲め、特に書して、元年正月十七日誅毗雲、坐死者三十人、二月拜伊滄關川爲上大等云々とせり。

(2)眞徳王在位八年間尙百濟の侵寇を絶たず。太宗武烈王の時に至りては高句麗亦之と結びて羅の北境を侵略せり。斯かる形勢なりしを以て新羅は遙にの唐と結び、遂に同王の六年、唐と兵を合して百濟を攻滅せしかども、百濟の殘賊尙跳梁せる折柄、八年六月を以て王の薨去を見たり。然るに此の時唐は已に高句麗遠征の軍を發し、恰も同月命を新羅に傳へて之を援けしめんとせしが、そは文武王嗣立の後なりき。王即ち七月十七日を以て大將軍金度信以下諸將の部署を定め、八月親ら之を領して出征しけり。斯かる内外の大事件を簡明直截の筆を用ひて記述するに當り、七月以降を以て文武王元年となすはやゝ事實の錯誤を來すことなきを保せず。因て元年六月入唐宿衛仁問儒敦等至告王、皇帝已遣蘇定方、領水陸三十五道兵伐高句麗、遂命王舉兵相應、雖在服、重違皇帝勅命、秋七月十七日以金度信爲大將軍云云と記し、六月文武王嗣立後の事實を明にせ

り。

(3) 景哀王の時新羅の衰弱其の極に達し、後百濟王甄萱兵を率ゐて王都を襲ひ遂に王を捕へて自盡せしめ、其の族弟傳王敬順を代り立てしは著名の事實とす。之れ同王四年十一月の事なり、因て此の事實を明記せんがため、敬順王元年を同年十一月とせり。

以上は史記の撰者が上に掲記の三例に限り、前王薨去と同一月を以て次王の元年と明記し、斷然踰月の法に依らざりし意志を推測したるものとす。之れ三國史記の採用せし稱元法に自ら違反するものたるは言を要せずして明なり。然れども既に屢記せる如く、史記稱元法の根本原則は薨年稱元に在り。踰月稱元は僅かに其の一部に副貳的に適用せられしのみ。故に該三例の如き毫も薨年稱元の原則に影響を及ぼさざる場合、上述の如き肝要なる事實を叙述するに當り、寧ろ踰月稱元の適用を犠牲として事實の明確を期せしならむか。或は曰はむ以上掲記の三例は三國史記の撰者が踰月稱元法に依り各王の稱元を整理するに當り脱漏したるものならむと。一應然か考へ得られざるに非ずと雖ども、斯く特別重要な場合に限り、三つが三つながら、或は日を記し或は月を同くして記したるは、決して三國史記の脱漏と見るべからず。寧ろ撰者が稱元法の器械的適用よりも寧ろ事實の精細なる稱元に重きを置きたる努力を認むべきなり、此の點は恰も前節と同様とす。

### 第三節 形式上より見たる薨月稱元(三國諸王稱元の12元分類表)

既に第一章及び第二章に於て説ける如く、三國史記に採用せる稱元法としては第一は堯年稱元にして第二は踰月稱元なり。然るに本章第一節に掲げたる前王十二月薨去の場合に於ける次王の稱元(一)及び第二節に掲げたる前王十二月薨去と同一月内に於ける次王稱元(二)の諸例は何れも皆其の形の上より見て堯月稱元と見做されざるにあらず。何となれば、前王薨去と同一月内に稱元する眞徳王外二王は明かに堯月稱元にして、前王十二月薨去の場合に三國史記年表に於て次王の元年を前王薨年と同一となす所の基臨王外六王も亦斷じて堯月稱元と見做さざるべからず。そは基臨王外六王は前王の薨去せし十二月内に元を稱するより外に途なければなり。即ち兩者合して十王は堯月稱元となる。是に於てか三國史記の記載に據れば三國諸王百十二王中、右十王は堯月稱元にして、第二章に掲ぐる所の二十四王は踰月稱元なることを知る。換言すれば三國史記に於て堯年稱元として取扱へるものゝ内、同書の撰者は踰月稱元並に堯月稱元の二種を認めたる形となるべし。然らば三國史記の採用せし稱元法は既述せる如く堯年稱元を主とし踰月稱元を副とする外、尙堯月稱元をも併用せしものと認むべきものなるか。之れ本節に於て一言を要する所とす。

余輩の見を以てすれば右に謂ふ所の十王の中、基臨王外六王は前王十二月薨去の場合に屬し、眞徳王外二王は國家大事變の場合に於ける稱元に屬するを以て、斯る特別の場合に限り、三國史記撰者は堯月稱元法を適用せりと云はゞ云はれざるにあらざるも、寧ろ本章第一

節並に第二節に説明せし如き趣旨により、斯る特別の場合に限り、踰月稱元法適用の例外を設けたるが爲め、其の結果として單に形の上より見て、薨月稱元とも稱すべきものを生じたるまでにして、史記撰者は踰月薨月兩様の稱元法を、薨年稱元法の副として併用したるにあらずと解するを以て妥當なりと信ず。(未完)

## 元朝斡耳朵考

### 箭 内 互

余曩に元朝怯薛考(本誌第六卷第參號)を草し、論じて四怯薛の員數に及び、更に累朝行帳の怯薛を説くに當り、「元代行帳の制詳かに知り難し、たゞ太祖の四斡耳朵が皆漠北蒙古の地に在りて各々若干の后妃之に居りしことは、元史祕史等によりて之を知るべく、太宗定宗憲宗の諸帝が四季によりて斡耳朵を異にせしことは、元史及びRashidの集史等によりて其の一斑を知るのみ。元史后妃表及び食貨志歲賜の條には、世祖に四斡耳朵、武宗に二斡耳朵ありしことを記するも、其の所在さへ詳かならず」といひ、斡耳朵の制度に關しては、すべて之を他日の研究に譲れり。